平成２７年（フ）第１０８号
群馬県太田市新島町793番地３、前住所群馬県太田市東別所町154番地５
破産者　猪原由起子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１５６号
名古屋市中区上前津２丁目14番25号　上前津中央マンション701号
破産者　那須野　工
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８０号
大阪府東大阪市中石切町３丁目12番38号、開始決定時の住所岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地の49
破産者　石山　雅巳
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８９号
名古屋市西区上橋町146番地　クリスタルハイムⅡ　201号
破産者　丹羽　達也
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２６７号
名古屋市天白区大坪２丁目1710番地　グリーンエクセル大坪　301号
破産者　伊藤　雅晃
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８６号
名古屋市中区丸の内１丁目６番12号　丸の内ＦＯＲＴ704号
破産者　瀬尾　保雄
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０９０号
大阪市港区磯路２丁目４番18号　ポートパレス磯路201号室、住民票上の住所滋賀県栗東市下鈎896番地
破産者　枡田　正司
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７６号
大阪府八尾市南本町５丁目６番７号
破産者　アクトこと　秋山　武幸
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５０号
大阪市生野区新今里６丁目11―17　アーバンプラザ今里1007号、住民票上の住所大阪市東成区大今里南３丁目13番３号
破産者　渡邉　恵三
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７９号
大阪市中央区上本町西１丁目１番９―804号
破産者　酒井　保宏
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２１号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―110号
破産者　芝　　美年
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０６号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目３－２　花園マンション巽102号室、住民票上の住所大阪府東大阪市菱江１丁目23番３号　メゾン菱江107号
破産者　八十川広子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５１号
大阪市城東区鴫野東１－５―31、開始決定時大阪市城東区今福南２丁目１番11号
破産者　竹本　清久
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９１号
大阪市東成区深江南３丁目６番14号　シャーメゾン深江南　303号
破産者　向井　　淳
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７３２号
大阪府寝屋川市明徳１丁目３番36―402号
破産者　岩本　　徹
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５号
堺市南区原山台１丁７番５―204号
破産者　伊藤塗装こと　伊藤真三浩
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
大阪府富田林市甲田２丁目18番32―801号
破産者　吉井　宏一
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
兵庫県加古川市野口町二屋284番地の１
破産者　宮本　明光
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部